

超高齢社会における財産活用及び身上保護に関する宣言

－任意後見制度・民事信託の更なる活用を目指して－

近年、社会の高齢化が進み、およそ国民の3割が高齢者となった。今後、さらなる総人口の減少、高齢化率の上昇が予測されている。人は、高齢になることによって、アルツハイマー病、レビー小体病等の判断能力に大きな影響を及ぼす疾患に罹患する可能性が高まる。そして、これらの疾患を原因として認知症を発症すると、判断能力が低下し、所有する財産について望む運用ができなくなったり、望む環境での生活ができなくなったりする等、高齢者が望む生き方を実現できなくなることがあり得る。

これらの問題への対策として、成年後見制度が設けられており、現在主に利用されているのは法定後見制度である。法定後見制度においては、第三者が本人の意思を把握して、本人が望む生き方を実現できるように支援することができる。しかし、本人の判断能力が極端に低下し、本人の意思を把握することが困難になると、法定後見制度だけでは、高齢者が望むとおりに財産活用や身上保護が行われない場合がある。また、死後の財産の承継に関しては、遺言制度があるが、遺言をする際にも遺言能力が必要であるうえ、十分に高齢者の意思を実現できない場合がある。

そこで、任意後見制度や民事信託を利用する考えられる。

任意後見制度は、事前に、財産活用や身上保護に関する自らの意思を明示しておき、将来、明示した意思に基づいた財産活用や身上保護ができるよう、第三者に支援してもらう制度である。民事信託は、事前に、所有する財産を第三者に引き渡して、財産活用に関する自らの意思を明示して信託目的を設定し、この目的に従って、財産活用をしてもらう制度である。

任意後見制度や民事信託を活用することで、より高齢者の意思を尊重した方法による財産活用や身上保護が可能になり、高齢者が望む生活を実現することができる。

これから高齢期を迎える人や、今後の判断能力低下への備えを検討している人に、任意後見制度や民事信託を活用してもらうことで、自らが望む財産の活用や身上保護に役立てていただきたいと考える。

そこで、当連合会は以下の通り宣言する。

第1 任意後見制度の活用について

- 1 弁護士会は、任意後見制度の存在、活用方法を社会全体に周知することに努めるとともに、裁判所、行政機関、公証人ら関係機関と連携して、市民が任意後見制度に関する情報に接することができるよう積極的な活動を行う。
- 2 弁護士は、任意後見契約の締結に積極的に関与することにより、契約に際して高齢者のニーズを丁寧に拾い上げるよう積極的な役割を果たす。また、弁護士会は、任意後見制度について、関係機関と協働し、任意後見人候補者の支援及び不祥事の予防に努める。

第2 民事信託の活用について

- 1 弁護士会は、高齢者が自己の望む生き方を実現するために民事信託の利用により財産管理や財産承継を柔軟に行なうことを市民一般に知らせ、民事信託が利用される機会を広げるよう努めるとともに、金融機関、行政機関、公証人ら関係機関と連携して、市民が民事信託に関する情報に接することができるよう積極的な活動を行う。
- 2 弁護士は、民事信託に積極的に関与することにより、不正の防止等の社会的役割を果たすべきである。弁護士会は、民事信託について、担える人材を育成し、民事信託利用が適する事案を積極的に活用し得るように、利用希望者のニーズを拾い上げ、弁護士が信託契約の作成のみならず、民事信託の不正利用を防止することができるよう、適切なサービスが提供できる体制を整備するように努める。

2023年（令和5年）11月10日
四国弁護士会連合会

提 案 理 由

第1 超高齢社会の現状及び課題

1 超高齢社会の現状

内閣府の高齢社会白書（令和5年版）によれば、令和4年10月1日時点では、我が国の総人口は1億2495万人である。このうち、65歳以上人口は、3624万人であり、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は29.0%である。また、75歳以上人口は1936万人であり、総人口に占める割合は15.5%である。そして、令和52（2070）年には、国民の2.6人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上になると予測されている。

また、高齢社会白書（平成29年版）によれば、65歳以上の者のうち、認知症を発症している高齢者数は、平成24年で約462万人と、65歳以上の高齢者の7人に1人であったが、令和7年には約700万人前後となり、5人に1人になると見込まれている。

2 高齢者に対する支援の必要性

全ての人は、自らの財産や生活について、自らの意思で決定する自由と権利を有する。高齢者も、自らが望む生活を実現するため、自らの財産をどのように管理・活用するか、また、住居地などの生活環境の設定をどのようにするかという生活の基本的事項について、自らの意思で決定することができる。

しかし、高齢者が、認知症等により判断能力が低下すると、的確に認識、判断することが困難になり、自らの意思で財産や生活について決定することができず、結果、高齢者の望む生活を実現できなくなるおそれがある。

3 法定後見制度の利用促進と限界

判断能力が低下した高齢者の生活を支援する制度として、成年後見制度（法定後見制度（後見、保佐及び補助）並びに任意後見制度）がある。平成12年に改正された成年後見制度は、措置的要素の強かった禁治産・準禁治産制度を改めて、自己決定の尊重と現有能力の活用、ノーマライゼーションの理念を趣旨として制定された。

当連合会においても、平成29年11月10日には成年後見制度の利用促進及び充実に積極的に取り組む宣言を探査し、成年後見制度の利用促進及び充実に取り組んできている。

しかし、法定後見制度の運用において、ともすれば財産保全にのみ主眼が置かれてしまい、高齢者の意思が充分には尊重されていないケースがあるという問題があった。

そのため、成年後見制度利用促進基本計画において、成年後見制度利用者の自己決定権を尊重し、意思決定支援を推し進めており、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」も策定されている。これは、成年後見制度利用者の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、成年後見制度利用者が意思を形成することの支援（意思形成支援）と、成年後見制度利用者が意

思を表明することの支援（意思表明支援）を中心とする。

そして、意思決定支援が尽くされても成年後見制度利用者による意思決定や意思確認が困難な場合又は、成年後見制度利用者から表明された意思等が、成年後見制度利用者にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる可能性が高い場合のいずれかにおいて、最終手段として、成年後見人等が法定代理権に基づき成年後見制度利用者に代わって代行決定をすることになっている。

意思決定支援により、高齢者に必要な情報を提供し、その意思や考えを引き出すことにより、高齢者の性格、価値観、人生観、生い立ち、趣味嗜好に基づく意思決定をすることが可能になる。

一方で、このような意思決定支援によっても、それまでに高齢者が経験したことがないような事柄について、高齢者が理解することは容易ではないし、説明を受けても記憶に残らず、確認の都度、意向が変わることもある。

法定後見制度では、成年後見人等が就任した段階では、高齢者は、既に判断能力が一定程度低下した状況である。高齢者の性格、価値観、人生観、生い立ち、趣味嗜好などを把握して行うことが望ましい意思決定支援を、高齢者以外の第三者が担うことは限界があり、その真意を把握することは容易ではない。

特に、本人の判断能力が極端に低下し、本人の意思を把握することが困難になると、法定後見制度だけでは、高齢者が望む財産活用を行ったり、身上保護を十分に行ったりできない場合がある。

以上のとおり、意思決定支援の実践によっても、自らの生活や財産についての自己決定が十分に確保されているとは言い難い場面がある。積極的な資産管理（新たな投資、新たな不動産の賃貸運用、親族への支援など）に関しては、なおさらである。法定後見には、高齢者の自己決定を尊重するうえで、限界がある。

そのため、高齢者が、判断能力低下後に自らの財産をどのように管理・活用したいか、どこでどのように生活したいかについては、判断能力が低下する前に決めておくことが重要である。そのうえで、信頼できる者に委託することにより自らが望む生活の実現を図る制度が、任意後見制度と民事信託である。

第2 任意後見制度の活用について

1 任意後見制度の利点

任意後見制度は、任意後見契約に基づき、委任者が受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自らの生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する制度である。

任意後見制度では、高齢者が、自ら信頼できる受任者を選び、どのような事務について代理権を与えるかを自ら決定できる。つまり、高齢者は、どのような生活を送りたいかを事前に決めておき、それを実現してくれる者を選んで委ねることができる。

また、任意後見制度と併せて、財産管理契約、死後事務委任や遺言等の他の制度を適宜組み合わせることによって、高齢者の判断能力低下前から死後に至るまでの財産管理及び処分、療養看護の在り方を事前に定めておくことも可能である。

このように、任意後見制度は、高齢者の自己決定権の尊重に資する制度である。

2 任意後見制度の現状

「成年後見関係事件の概況(令和4年1月～12月)」(最高裁判所)によれば、成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の総数は、令和2年が3万7235件、令和3年が3万9809件、令和4年が3万9719件である。このうち、法定後見開始事件は、令和2年が2万6367件、令和3年が2万8052件、令和4年が2万7988件と全体の約70%を占めている。

これに対し、任意後見監督人選任事件は、令和2年が738件、令和3年が784件、令和4年が879件と、全体の約2%を占めているに過ぎない。任意後見制度の利用者数は、法定後見のそれに比して少ないのが現状である。

この要因として、任意後見制度が十分に周知されていない点が挙げられる。任意後見制度の利用促進は、「第二期成年後見利用促進基本計画」でも言及されており、「任意後見制度」という名称そのものは、少しずつ市民に知られるようになってきているが、前述のような任意後見制度の利点や、制度の詳細な内容については、十分に周知されているとは言い難い。

また、特に身寄りのない高齢者は、適切な任意後見受任者を見付けることが困難であることや、任意後見契約を締結したものの適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがなされていないケースがあること、専門職が任意後見受任者である場合の登記の表示(事務所所在地を住所として登記できない、通称姓の登記ができるない)など、制度利用の障壁となる部分もある。これらの点については、日本弁護士連合会が令和2年11月18日に意見書を発出し、成年後見制度利用促進専門家会議や、成年後見制度の在り方に関する研究会においても検討が進められているところであり、今後、制度の改善が期待される。

3 任意後見制度の利用促進のための広報活動

任意後見制度には、第1項で述べた利点が存するにも関わらず、第2項で述べた低調な利用状況にとどまる理由はいくつか考えられるが、その一つとして、「任意後見制度」の正確な制度内容や利用上の利点について十分に理解されていないであろう点が挙げられる。

したがって、今後、任意後見制度の利用を促進するうえで、任意後見制度を市民に周知していくことはもちろん必要であるが、制度の存在のみならず、利点を適切に周知していくことが重要である。

そして、周知活動においては、弁護士会のみでは限界があることから、行政機関とも連携しながら行なわなければならない。自らの将来の財産管理、身上保護に不安を抱いている高齢者や関係者等が集まりやすい場所、例えば、介護施設や医療機関に任意後見制度紹介のパンフレットを置いたり、任意後見キャラバンのような周知活動を継続的に行ったりすることが必要である。

4 人材の育成

(1) 任意後見制度は、法定後見制度とは異なり、高齢者自ら任意後見受任者を選択できるという点が利点の1つである。

しかし、高齢者が、任意後見受任者に財産管理や身上保護を任せたいと考えても、適切に任意後見事務を行うことができる任意後見受任者がいなければ、任意後見制度の利用は進まない。そのため、任意後見受任者に対する支援は、

重要な課題である。

任意後見受任者は、委任する高齢者と信頼関係を築くことのほか、委任事項を適切に実行するための知識が不可欠である。また、将来に発生するあらゆる事象を予め想定して任意後見契約を締結することは困難であるため、任意後見契約を締結したからといって、判断能力が不十分な本人の意思決定支援が不要になるわけでもない。

特に、財産管理契約と任意後見契約が合わせて締結される、いわゆる移行型の場合、本来であれば、高齢者の判断能力が低下したときには、財産管理契約から任意後見に移行させる必要があるにもかかわらず、任意後見監督人の選任申立てをせずに財産管理契約を継続する等、任意後見契約の受任者や任意後見人が制度を悪用・濫用し、本人の権利を侵害する事案があることから、日本弁護士連合会においても、令和2年1月18日、任意後見制度の利用促進に向けた運用の改善及び法改正の提言を行っている。

そこで、弁護士は、成年後見制度利用促進において広報機能、相談機能や後見人支援機能が期待される中核機関を設置する行政機関と連携し、任意後見受任者及び任意後見人に対して任意後見制度についての研修を継続的に実施するなどして必要な知識を教授し、その能力を担保していくことが必要である。このことは、任意後見制度そのものの理解を深めることで任意後見受任者や任意後見人による不正防止にも繋がるものといえる。

- (2) そして、任意後見受任者と委任者である高齢者を結びつけることも必要である。今後、任意後見制度の利用を希望する高齢者が、任意後見受任者が見つかることにより、任意後見制度の利用を断念することがないよう、弁護士会は、関係機関と協力関係を深めていくことが必要である。

5 適切な委任事項の作成

任意後見制度の利用は、公正証書による契約締結が前提とされている。契約である以上、文言の明確性等は重視されなければならない。

しかし、この点に拘泥するあまり、本来は、高齢者のニーズに応じた柔軟な委任事項を定めることができるにもかかわらず、任意後見契約の内容は定型化してしまいがちであるという現状がある。

高齢者が任意後見制度を利用したいニーズとして、今は問題なく生活できているが将来のために任意後見契約を結びたいという場合、今も財産管理が負担であるため直ちに財産管理を任せたいという場合、死後事務を任せたいという場合など、様々なものが考えられる。

高齢者にとって、自らが望むことを言葉にして公証人に伝えることは、容易でない場合も多いと思われる。公正証書を作成する際に、事前に弁護士が関わり、任意後見制度の特徴や手続きについて、利用者に説明をしておくことは有用である。その上で、弁護士が事前に公証人と連絡を取り、どのような説明を行うのか等について協議しておくなど、高齢者の個々のニーズを丁寧に拾い上げて、委任事項を作成していくことができるようになることが必要である。

第3 民事信託の活用について

1 民事信託の利点

民事信託とは、信託目的が主に財産の管理・承継のために利用される信託である。民事信託には、委託者、受託者、受益者の三者が登場する。委託者が信託目的を定めて、財産を受託者に移転させ、信託財産とし、受託者が信託目的に従い、信託財産の管理、処分等を行い、受益者が信託による利益を享受するという仕組みである。

まず、高齢者は、委託者として、最も信頼できる受託者を選択することができ、また、受託者に広範な裁量を与えることができる。このように、高齢者は信頼できる受託者に信託財産の管理・運用を任せることで、その判断能力が低下した後も自己の意思決定に即した財産管理を実現することができる。さらに、委託者の死亡により当然には信託は終了しないことから、高齢者はその死後についても自己の意思決定に即した財産管理・財産承継を実現することができる。そして、受託者を、複数選任することにより、受託者同士で協議を行わせ、信託目的に対するより多角的な観点を持たせることで、受託者の裁量の逸脱を防ぎ、高齢者の自己決定が適切に遂行されることが期待できる。

次に、民事信託の対象となる財産について、財産の全部ではなく一部のみを信託財産として利用することができる。それにより、高齢者の現在の生活を維持しながら、余裕のある財産を信託し、自らの将来あるいは他の目的のために準備することもできる。また、信託契約の内容によっては、信託財産をリスクのある投資商品の購入に充て、将来の生活設計を図ることも可能である。加えて、信託財産は受託者に移転するので、信託財産の独立を保つことが可能となり、万一現在の事業等が失敗するなどして、資産がなくなったとしても、信託していた財産については存続し、信託目的に従って、将来の高齢者の自己決定権は保障されるのである。

また、死後の財産の承継に関しては、遺言制度では十分に高齢者の意思を実現できない場合があるが、信託契約によれば利益を受ける受益者についても、自由に設定することが可能であるため、受益者の設定の仕方次第では、民法上は認められていない「跡継ぎ遺贈」（遺言者が死亡して遺言の効力が発生した後、受遺者が死亡した場合に、遺言者の指定する者に遺産を与えるという内容の遺贈）と同様の効果を持たせることも可能であり、自らの死後についても、高齢者は、世代を超えて財産の自己決定を行うことになる。

さらに、民事信託は、判断能力が低下する前から設定することができるが、実際に信託を開始してみたものの、受託者の行為に不満を持ったり、事情が変更したりした場合などには、委託者及び受益者の合意により信託契約を終了させたり、もしくは委託者、受託者及び受益者の合意又は信託行為に別段の定めを置くことで信託の変更をすることも可能である。

このように、民事信託は、財産の柔軟な活用が可能であることから、より高齢者の財産管理における自己決定権の保障に繋がり、ひいては高齢者の望む生き方を実現できる。

2 弁護士の関与

民事信託は、法定後見制度のような財産保全目的に限らず、委託者もしくは受益者の意思を尊重することのできる制度であり、信託目的を達成するために受託者に裁量が認められており、資産運用に対して家庭裁判所の監督を受けることは

ない。

このことは、民事信託を利用するメリットである一方、親族受託者が高齢者の財産を管理する場合に、受託者による財産横領行為を監視し是正することが難しいというデメリットともなりうる。

また、信託契約が、遺留分制度を潜脱する意図でなされたものであることから、公序良俗に反して無効であると判断された裁判例があるなど、信託契約の有効性が争われることもある。

このように、信託契約が自由度の高いものである故、場合によっては、不正行為の温床となったり、適法性に疑義が生じたりするなどの問題点も指摘される。

そのため、信託契約を作成するにあたっては、民事信託について十分な理解のもと、受益権の実質を踏まえて適法性を遵守し、信託監督人や受益者代理人などの監督機関の設置や、受託者を複数とするなど、受益者の保護に配慮した内容とすることが重要である。

そのためには、信託契約の作成に弁護士が積極的に関与することにより、事例に応じた適切な契約を作成し、民事信託の不正利用を防止し、また、受託者等を適切に監督する制度設計を行っていくべきである。

弁護士は、多種多様な文書の作成に関わる機会があるほか、訴訟や交渉による紛争解決に関わることから、文書作成に際しては、紛争予防のためにいかなる措置が効果的かを検討することに長けており、民事信託組成への関与に適した資質がある。

弁護士が民事信託についての知見を深め、より積極的に民事信託組成に関与していくことで、より広く民事信託が利用され、かつ、適法性を遵守し、受託者等を適切に監督し、受益者保護に配慮した民事信託の活用を促進することが可能であるといえる。

日本弁護士連合会は、令和4年12月16日に「民事信託業務に関するガイドライン」を制定しており、同ガイドラインの活用も望まれる。

なお、受託者に適する親族・知人がいない場合、民事信託の組成自体が困難となる事例も生じることから、弁護士が受託者となることができれば、民事信託のより広い利用や適正な運用に資するものと考えられる。現在は、信託業法の規制により、弁護士も内閣総理大臣の免許がなければ業として受託者になることができないが、将来的には、弁護士等法律の専門家が受託者となれる制度の改正が望まれる。

3 民事信託の周知・普及

民事信託は、行政の高齢福祉課等の関連課、地域包括支援センターなどの高齢者と関わる機関の間において、その制度内容や利点などが十分に認知されていない現状がある。

高齢者の自由な意思決定にあたっては、様々な制度内容を知った上で、どの制度を取り入れるかを選択することが重要となる。

そのため、弁護士としては、民事信託組成への関与に適した資質を備える必要がある。

また、弁護士会としては、民事信託について、担える人材を育成し、民事信託の利用に適する事案を積極的に活用し得るように、利用希望者のニーズを拾い上

げ、適切なサービスが提供できる体制を整備するように努めるとともに、関係機関や市民が民事信託に関する情報に接することができるように積極的な活動をして周知・普及に努めるべきである。

第4 総括

これまでみたように、任意後見制度及び民事信託は、高齢者の財産管理や身上保護に高齢者の自由な意思を反映することができ、また、内容次第では資産運用や投資行為を行いうる制度である。

任意後見制度、民事信託を効果的に活用することにより、より高齢者の意思を反映した財産活用、身上保護が可能となり、高齢者の自己決定権の実現につながる。

私たち弁護士は、このような任意後見と民事信託の機能を理解し、現行の法制度を最大限活用して高齢者の自己決定権の実現に資するとともに、判断能力の低下などに備えた枠組みを構築することが求められるが、それだけでは十分ではない。

すなわち、高齢者に関わる人々としては、行政の高齢福祉課等の関連課、地域包括支援センター、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、金融機関、高齢者に関する地域住民、高齢者の家族等と様々な人々が想定されるところ、弁護士は、これらの人々とコミュニケーションを取り、そのニーズなどの高齢者の意思を的確に把握し、各制度のメリット・デメリットを踏まえたうえで、高齢者が望む生活が実現できるように、枠組みを考案し、提案しなければならない。

そして、各個別の事案に最適な枠組みを提案するためには、法制度の正確な知識は当然のことながら、高齢者福祉等の社会福祉学の知識や税務に関する知識等様々な知識が必要である。弁護士及び弁護士会として、これらの要請に応えるため、個々の能力の向上に努めるほか、そのような知識を有する専門家と連携していくことが求められる。

以上